

(第4編)

第4章 個人に対する名誉棄損および虚偽告訴罪の訴訟手続き

第804条 個人に加えられた名誉棄損または虚偽告訴(injuria o calumnia: \*刑法第2編第11章参照)による告訴は、告訴者が被告者と調停手続きを行った、または、調停手続きを試みたが無駄だったという証明書が提出されない場合、受け入れられない。

第805条 告訴が、裁判の中でなされた名誉棄損または虚偽告訴に関するものである場合、それらがその前で行われた裁判官または裁判所の(告訴の)認可を証することも必要である。この認可は告訴の十分な証拠とはみなされない。

第806条 名誉棄損または虚偽告訴が書面でなされた場合、可能であれば、それを記載した書類を提出する。

第807条 書面によりなされた名誉棄損または虚偽告訴の場合、法的責任を負う者がその書面を認め、刑法の関連条項で言及される公然性が存在したかどうかを確認された場合、予審手続きは被告者の起訴に先立って、終了する。

第808条 口頭によりなされた名誉棄損または虚偽告訴の場合、告訴(状)が提出されると、予審裁判官は告訴者、被告者および事実を陳述できる証人に口頭訴訟(juicio verbal: 前掲)への参集を命じ、裁判所書記官はその日時を設定する。

(本条の最終改訂。2009年)

第809条 口頭訴訟は、予審裁判官への告訴(状)の提出後3日以内に開催されなければならない。その予審裁判官が審理する。

正当な理由があり、そのことが裁判所書記官の証明書により明らかであった場合、口頭訴訟の開催期限は最大8日間延長できる。

第810条 前3条に規定される規則から、公務員に対してその職務の遂行に関する事実についての名誉棄損、同様に、また、虚偽告訴は、被告人が口頭審理裁判の前に虚偽告訴の確かさ、または、(公務員に)責めを帰せた犯罪行為の確かさを証明したいと述べる場合、除かれる。

どちらの場合も、予審は、被疑者が自己の証拠を準備して口頭審理裁判に提出するために、(公務員である)告訴者が帰責の事実および状況を明確かつ正確に定めるまでは、終了することはできない。裁判官が定めた期間内に(告訴者が)これを行わない場合、被疑者を害しないために、その(帰責事実の)欠如または不作為を考

慮して、予審は終了する。

第 811 条 名誉棄損または虚偽告訴により告訴する者は、告訴状のコピーを提出しなければならない。コピーは被告訴者に裁判に呼び出される時に渡される。

第 812 条 設定された日に口頭訴訟が開かれ、告訴者が、言葉による名誉棄損または虚偽告訴を構成する事実の証拠を提出すると、(予審) 裁判官は被告訴者の起訴に関して適切なものを取り決め、予審は直ちに終了する。

第 813 条 言葉でなされた名誉棄損または虚偽告訴の訴訟では、伝聞証人は認められない。

第 814 条 被告訴者が正当な形式で呼び出された場合、被告訴者の不出廷は口頭訴訟の開催や裁定を中断させない。

第 815 条 口頭訴訟のセッションは、本法第 743 条の規定に従って調書に文書化される。

(本条の最終改訂。2009 年)